

# 滋賀県アルコール健康障害対策推進計画策定の進め方について

障害福祉課

## 1 アルコール健康障害の現状

### (1) 不適切な飲酒の状況

	H22年調査結果		H27年調査結果	
	男性	女性	男性	女性
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人(20歳以上) (純アルコール摂取量 男性40g/日以上、女性20g/日以上)	21.8%	5.8%	11.7%	4.6%
未成年者の飲酒(15～19歳の飲酒者の割合)	9.2%	7.2%	7.0%	5.1%

出典：滋賀の健康・栄養マップ調査（注：H27年数値は確定前参考値）

### (2) アルコール依存症の推計値

	全国			滋賀県		
	2013年(H25)人口における推計数			2013年(H25)人口における推計数		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計
ICD-10 アルコール依存症	95万人	14万人	109万人	1.05万人	0.14万人	1.19万人

出典：2013 厚生労働省研究班（注：滋賀県の数値は、全国数値に20歳以上男女の人口比率を乗じて算出）

### (3) 精神科病院入院数

年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人数	滋賀県	60人	50人	58人	48人	46人	61人	51人
	全国	14,256人	13,617人	13,266人	12,951人	12,358人	12,206人	11,877人

出典：精神保健福祉資料調査（基準日：毎年6月30日）

## 2 対策の現状（アルコール健康障害対策基本法第三章に規定される「基本的施策」）

### (1) 教育の振興等

- 小中高校の学年に応じた保健学習での教育(教育委員会)
- 未成年者飲酒禁止に関する啓発活動(警察本部・県小売酒販組合連合会)
- 飲酒運転の未然防止に向けた啓発活動(警察本部)

### (2) 不適切な飲酒の誘因の防止

- 酒類販売管理研修の受講による販売管理の確保(県小売酒販組合連合会)
- 未成年者飲酒禁止法に基づく指導、取締り(警察本部)

### (3) 健康診断及び保健指導

- 未成年者の飲酒や妊婦の飲酒をなくすための啓発および生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合の減少に向けた指導(健康医療福祉部・市町)

### (4) アルコール健康障害に係る医療の充実等

- 県立精神医療センターにおけるアルコール専門外来の開設と入院プログラムや家族交流会の実施(病院事業庁)

**(5) アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等**

- 保護した泥酔者や酩酊者を相談機関につなぐ(警察本部)
- 飲酒運転による取消処分者への個別指導(警察本部)

**(6) 相談支援・社会復帰の支援等**

- 精神保健福祉センター、保健所、市町における随時の相談対応と連携支援(健康医療福祉部・市町)
- 精神保健福祉センターにおける家族交流会の開催(健康医療福祉部)

**(7) 民間団体の活動に対する支援**

- 当事者団体(滋賀県断酒同友会・AA滋賀)との連携、活動支援(健康医療福祉部・警察本部)

**(8) 人材の確保等**

- 精神保健福祉センター、保健所における相談従事者の対応能力の向上に向けた研修会やセミナー、事例検討会の開催等(健康医療福祉部)

**(9) 調査研究の推進等**

- 県内医療機関に対するアルコール依存症の診療等の状況調査(健康医療福祉部)

**(10) その他推進体制等**

- アルコール健康障害対策推進連絡会議による庁内関係部局間の情報共有と連携
- アルコール健康障害対策推進会議による関係団体、行政機関等との情報共有、連携、対策の検討

**3 (仮称)滋賀県アルコール健康障害対策推進計画の策定について**

国の推進基本計画(平成28年5月31日閣議決定)を基本とし、「アルコール健康障害対策推進ガイドブック」(平成28年9月30日公表)を参考に、県の実情を踏まえて策定する。

**(1) 計画の位置づけ**

- アルコール健康障害対策基本法第14条第1項に基づく「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」とする。
- 「滋賀県保健医療計画」「健康いきいきー健康しが推進プランー」との整合性を図る。

**(2) 計画対象期間**

- 平成30年度から平成34年度までの5年間とする。

**(3) 検討経過**

**アルコール健康障害対策推進連絡会議**(平成28年7月8日、10月12日)

【構成員】健康医療福祉部・教育委員会事務局・警察本部各関係課、精神保健福祉センター、精神医療センター

【内 容】①国の推進基本計画について

②各分野での取組における現状と課題の共有

③県計画の策定に関する意見交換

**アルコール健康障害対策推進会議**（平成 28 年 10 月 19 日）

【構成員】学識経験者・県内関係団体（県医師会・日本精神科病院協会滋賀県支部・県酒造酒販組合連合会・当事者団体等）・県関係局課（健康医療福祉部・教育委員会事務局・警察本部各部局関係課）

【内 容】○計画の骨子の検討

**（４）これまでの検討で明らかになった課題****①医療機関の受診体制**

- ・アルコール健康障害にかかる医療機関の受診体制の実態把握
- ・専門医療機関の受診体制の充実と一般医療機関への啓発、一般科と精神科の連携強化

**②警察との連携体制**

- ・警察対応事例が相談につながる体制づくり

**③相談支援体制の強化**

- ・相談従事者の質の向上

**④高齢者の飲酒問題**

- ・地域包括支援センター等との連携強化

**（５）（仮称）滋賀県アルコール健康障害対策推進計画骨子(案)****基本理念**

- ・アルコール健康障害対策は、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施する。
- ・アルコール健康障害を有し、または有していたものとその家族が日常生活および社会生活を円滑に営むことができるよう支援する。
- ・実施に当たっては、アルコール健康障害が、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関わるため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図れるよう配慮する。

**基本的な方向性**

- （１）正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
- （２）誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- （３）医療における質の向上と連携の促進
- （４）アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

**計画で取り組むべき重点課題**

- （１）飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防
  - ①特に配慮を要する者（未成年者、妊産婦、若い世代）に対する教育・啓発
  - ②アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発
- （２）アルコール健康障害に関する予防および相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備
  - ①アルコール健康障害への早期介入
  - ②地域における相談拠点の明確化

③アルコール健康障害を有しているものとその家族を、相談、治療、回復支援につなぐための連携体制の推進

④アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備

### 基本的施策

法で規定する10分野の基本的施策毎の現状と目標、具体的取組

### その他推進体制等

アルコール健康障害対策推進会議等の推進体制や進行管理等

## (6) 策定に向けた今後の予定

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| ・平成28年12月14日 | 厚生・産業常任委員会報告(骨子案)     |
| ・平成29年 2月 7日 | アルコール健康障害対策推進会議       |
| ・平成29年 5月26日 | 精神保健福祉審議会(計画素案)       |
| 6月 6日        | アルコール健康障害対策推進会議(計画素案) |
| 7月           | 厚生・産業常任委員会報告(計画素案)    |
| 9月           | 県民政策コメント実施            |
| 9月           | アルコール健康障害対策推進会議(最終案)  |
| 10月          | 精神保健福祉審議会(最終案)        |
| 11月          | 厚生・産業常任委員会(最終案)       |
| 11月          | 計画決定                  |